

別表（第4条関係 任意判定手数料）

（税込）

	（一）	（二）	（三）
	床面積の合計 ※	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
(1)	1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	143,000円	198,000円
(2)	1,000 m <sup>2</sup> を超え、 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	165,000円	264,000円
(3)	2,000 m <sup>2</sup> を超え、 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000円	297,000円
(4)	10,000 m <sup>2</sup> を超え、 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	231,000円	385,000円
(5)	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	385,000円	693,000円

※建築基準法施行令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。